

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（11）
2. 日時：令和2年4月27日（月）15時30分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁9階B会議室（TV会議システムを使用）
4. 出席者：（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

実用炉審査部門

義崎管理官補佐、宮本主任安全審査官※、角谷安全審査官※、照井安全審査官、
桐原調整係長

専門検査部門

小坂企画調査官※、村尾企画調査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ マネージャー他6名※

関西電力株式会社

原子力事業本部 品質保証G マネージャー他4名※

中部電力株式会社

本店 原子力部 品質保証G長 他2名※

5. 要旨

- (1) 事業者から、令和2年2月27日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、令和2年4月24日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 保安活動の重要度の設定については、重要度分類指針以外のものも使用するものであることが分かるよう記載を検討すること。
 - 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップについては、規則要求である業務を行うことによって実証するという趣旨を明確化することを検討すること。
 - 設計・開発の妥当性確認に当たっては、原子炉施設のみを対象にした記載になっているため、業務の実施の観点についても記載すること。
- (3) 事業者から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし